

【住宅】 省エネに係る**軽微な変更**の提出図書について

変更の内容	提出図書				
	省エネ適判の場合	コース1の場合		コース2の場合	
		設計住宅性能評価のみを活用 (建設住宅性能評価は無し)	建設住宅性能評価を活用	設計住宅性能評価のみを活用 (建設住宅性能評価は無し)	建設住宅性能評価を活用
		長期優良住宅を活用		長期優良住宅を活用	
【 ルートA 】	・軽微な変更説明書(一面・二面) ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面・二面) ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面・二面) ・変更申告書(変更に必要な図書を含む)※	・軽微な変更説明書(一面・二面) ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面・二面) ・変更申告書(変更に必要な図書を含む)※
【 ルートB 】	・軽微な変更説明書(一面・三面) ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面・三面) ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面・三面) ・変更申告書(変更に必要な図書を含む)※	・軽微な変更説明書(一面・三面) ・変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面・三面) ・変更申告書(変更に必要な図書を含む)※
【 ルートC 】	・軽微な変更説明書(一面) ★ 軽微変更該当証明書 ★ 変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面) ★ 変更設計住宅性能評価書等 ★ 変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面) ★ 変更設計住宅性能評価書等 ★ 変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面) ★ 軽微変更該当証明書 ★ 変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面) ★ 軽微変更該当証明書 ★ 変更に必要な図書
コース1の場合 【 変更設計住宅性能評価書等 】 によるもの ※省エネ基準に係る変更を含むもの		・軽微な変更説明書(一面) ★ 変更設計住宅性能評価書等 ★ 変更に必要な図書	・軽微な変更説明書(一面) ★ 変更設計住宅性能評価書等 ★ 変更に必要な図書		

どの変更ルートでも、適用可能

- コース1とは、設計住宅性能評価・長期優良住宅等計画の認定・長期使用構造等の確認において、評価書等の交付により、**省エネ適判を省略**することです。
- コース2とは、設計住宅性能評価・長期優良住宅等計画の認定・長期使用構造等の確認を受け、**その省エネに係る図書を省エネ適判の図書**とすることです。
- 変更設計住宅性能評価書等とは、**変更設計住宅性能評価書、変更長期認定書または変更長期確認書**のことです。
- 軽微な変更説明書とは、**建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書**のことです。
- ※マークのある図書は、**省エネ基準に係る部分に限ります**。
- ★マークのある図書は、**ERIに申請している場合**、提出を省略できます。